

- 日 時 平成 26 年 7 月 14 日（月） 14:00～16:20
 - 場 所 高津市民館 第 6 会議室
 - 出席委員 名和田委員長、徳田副委員長、新井委員、落合委員、酒井委員、櫻井委員、庄嶋委員、末吉委員、廣岡委員、福森委員（以上委員全 10 名出席）
 - 事務局 総合企画局自治推進部：袖山部長、勝盛担当課長、鴻巣担当係長、藤井担当係長、
 - 関係者 市民・こども局市民活動推進課：飯塚課長、三田村主任
経済労働局企画課：鈴木担当係長
 - 傍聴者 0 名
 - 配布資料 資料 1 市民活動支援指針改定検討委員会 報告書作成に向けた
意見取りまとめシート
資料 2 市民活動支援指針改定検討委員会報告書 骨子案
資料 3 市民活動支援指針改定検討委員会報告書 第 3 章
今後の方向性への提言に盛り込む内容の項目案
その他配布資料 第 5 回委員会議事録
-

開会 進行役：事務局

■事務連絡

- ・会議の公開、会議録の作成、コンサルタントの同席等について
- ・配布資料確認

議事 進行役：名和田委員長

0. 検討スケジュールについて

名和田委員長：今回で第 6 回、報告書の骨子を確認するという非常に重要な段階に来ています。報告書完成に向けて、もう一息、御協力をお願いいたします。

※この後、会議の進め方の簡単な確認、前回議事の確認等を行った。

1. 論点に基づく現状の課題と今後の方向性についての確認

（報告書作成に向けた意見・課題のとりまとめ）

- ・資料 1 に基づき、これまでの委員会での意見および各委員から提出された意見シートの内容を論点別に整理が示され、内容の確認、意見交換を行った。

徳田副委員長：「活動の段階的支援」（資料 1 P.3）については、昨年度開催したフォーラムで、市民活動センターの段階的支援について、小倉理事長がお話くださった。市民活動に対するリソースや、活動状況を踏まえた上で支援の内容を決めるということでした。公共性や継続の必要性が高い活動、自治会などの共益団体による活動など、様々な活動が出てきた中で、現在行っている支援をベースに整理する必要があるのではないのでしょうか。

新井委員 : 「クラウドファンディング」(P.4) とは、どのようなものか？

徳田副委員長 : 「クラウド」は「大衆」という意味で、不特定多数の大衆から寄付を募る資金調達
の新しい手法の一つで東日本大震災の復興支援の際などにも用いられました。イン
ターネット上で「このプロジェクトを応援してくれる人はいませんか」と寄付を募
る手法も広がってきていて、賛同する人は100円単位など小口からの寄付が可能に
なっています。少額の寄付でも集まれば、「塵も積もれば山」になる。市民の力や
意志が地域に反映される形になりうるものです。

新井委員 : 私ども(特定非営利活動法人 わになろう会)もあちこちに、「ご寄附をいくらで
も良いのでお願いします」とお願いをして、資金を集めることがあります。

名和田委員長 : 市民活動が公共サービスの担い手になるという側面は確かにあり、期待されてい
るところでもあります。例えば介護保険事業者になって、行政サービスの足りないと
ころを担う。しかしそれだけでは、市民活動の捉え方が平板なものになってしまう
のではないのでしょうか。

専門事業者と行政の間を取り持つコーディネート機能も、市民活動の重要な要素
です。コーディネートについては、中間支援の視点からは語られてきたが、市民活
動が自らの活動を実践しながら、同時にコーディネート機能も果たしていくような
局面もあり、その方が実状に近いのではないのでしょうか。

徳田副委員長 : 例えば「介護関係の活動をしている市民活動がネットワークをつくり、共通な課題
については協力している」というような形でしょうか？

名和田委員長 : 例えば民生委員が「ここにこんな人がいるが、誰のサービスも届いていない」と指
摘するというような、市民活動者等がつなぎ役になるような側面が重要かと思いま
す。そこに正に市民活動の先進性、開拓性があり、そこから新しい公的サービスが
生まれてくることもあると思います。

酒井委員 : 私たちはまさにそうした活動をしています。介護保険サービスだけではなく、自主
サービス事業もやっているのですが、自主サービス事業利用者の中に「公的サー
ビスが利用できるのではないか」という方がいた場合は、利用につなげます。逆に「公
的サービスを利用しているが、もう少し別のサービスが使いたい」という要望があ
れば、自分たちでは提供していないサービスの場合でも、それを提供している他の
市民活動団体を紹介して、利用していただくことがあります。例えば「お食事をつ
くるのが大変だけど、介護保険の点数の関係で、毎日公的サービスを利用するこ
とはできないという方に配食サービスを紹介する」、「もっとお出かけしたい方
に対して、車を持っている支援団体を紹介する」など、市民活動団体同士で互いに紹介し
合って、一人に対して、複数のサービス提供団体が重層的に支援する形につなげて
います。

既存の福祉サービスの対象になる方は制度をうまく使うことができますが、なか
なか声あげられない方や、既存のサービスから漏れている方もいます。その方
には民生委員を紹介したり、本人の希望を聞いたりしながら個別に対応しています。

名和田委員長 : 市民活動が、まだ制度化された公共サービスとなっていないようなところに、積極

果敢にサービスを提供していく面と、コーディネート機能と組みになった多層的な支援を行っている面、これら両方を念頭においた方が、実状に近いのではないかと思います。中間支援組織の実状についても同様です。

徳田副委員長 段階的支援の議論の中で、高い事業性を有する団体への支援については、考え方を変えた方がよいのではないのでしょうか。そういう団体は、手薄になっているサービスに組織的に取り組んだ結果として必然的に高い事業性を持つようになっていたりしています。しかし我々から見ると、行政サービスとの境界が非常にあいまいで、線引きが非常に難しいことがある。福祉に限らず、例えば里山活動でも、本来行政がやらなくてはならない部分がまだあるのではないか。高い事業性やニーズが認められるのであれば、それを行政事業に取り込んでいく方向性もあるのではないか。それこそ協働で解決していくような視点も必要なのではないのでしょうか。行政が介入していかなければ、この先リソースが不足していつてしまう活動もあるかもしれません。

名和田委員長：市民活動が専門性を発揮せざるを得ない部分が広範にあり、酒井委員の様に市民活動として出発しながら、専門的な事業者になり、なおかつ市民活動の倫理性や先進性を失っていないような事業者が、日本にはたくさんいます。これは日本の特徴だと思います。ヨーロッパではもっと豁然（かつぜん）と市民活動と行政が分かれています。市民活動が開拓した分野でも今の社会にスタンダードとして必要だということみんなが認めるようになれば、これは行政サービスとして組織されたり公的資金を使った事業としてメニュー化されたりするでしょう。例えば親子の広場事業は厚労省が全国的な補助事業にしました。補助事業ということで、行政直営ではなく、市民活動の活力を補助によって活かそうというものですが、始めは一部の人達の先駆的な活動であったものがこうした形で定着した事業になることは当然あって然るべきです。

酒井委員：川崎市では「産前産後家庭派遣ヘルパー事業」があります。以前は私共（特定非営利活動法人 多摩家事介護ワーカーズ・コレクティブくるみ）が自主事業で行っていた活動でしたが、利用者が多いということで、まず「産後」支援の委託事業の形で市の事業になりました。その中で「お産前のつわりがひどい」「切迫早産の方がいる」などの声も届けて、「産前産後」の支援事業となりました。川崎市の予算の関係などで、規模や運営が変化してきている面もありますが、自主事業から行政の事業になった例です。

名和田委員長：新宿区でも同様な事業があると聞きました。新宿区では予算をつけて、保健師を派遣することにより、行政・市民活動・民生委員の役割がそれぞれ明確になっているのですが、他の多くの自治体では、予算的にそこまでかけられない面があります。

徳田副委員長：各地区で市民活動がやるべき以上の事業を行っていることがあります。例えばあの地区でもこの地区でも里山保全を市民活動が行っているのはおかしいのではないか。この機会に、今行われている市民活動について「もっと行政が関わる」「市民にまかせる」「パートナーシップでやっていく」など協働の距離感、役割分担を個々

に明確にすべきではないか。指定管理も市民を優先する形があつて良い。総論や全体のルールの見直しだけでなく、個別に見直しが必要なのではないかと思います。

新井委員 : 市民活動の担うべきものや責任の議論は第1回の委員会からありました。指定管理は今まで行政で行っていたものが、民間に大きくシフトしてきた例で、子育ての大事な時期を支援する施設、障害児の療育センターなどにもどんどん広がっています。では公的な責任というのは何なのか、常々疑問に思っています。その辺りの議論もつめた上で、指針を示していただけると良いなと感じています。

私達(わになろう会)も最初にNPO法人を立ち上げようとした時も財政的な援助が必要でした。かながわボランティア活動推進基金から助成金を3年間いただき、これが非常に有効でした。市民活動センターの助成金や、企業によるNPO法人の立上げ支援も利用させていただきました。助成金は非常に重要だと思いますが、どこでも受け取れるわけではなく、かなり狭き門をくぐっているのが現実です。支援の道を広げる方向性が必要だと思います。これだけ多様な分野で多様な活動団体が活躍するようになってきています。今一度、これまでの支援はどうだったのか、十分だったのか抑えた上で、では段階的な支援はどうするかを詰めていければよいと思います。

末吉委員 : 福祉や里山緑地の話など、それぞれの部門で取りくみ、検討していかなければならない。どんな支援ができるかは、部門によってもかなり違うと思います。

我々の町会(多摩区・長沢自治会)でも災害時要支援者の避難支援に取り組んでいますが、現場から上がってきた意見ではなく、上から降りてきたものが現実に即していないことがあります。行政から「支援を受けた方が良いですよ」という案内が何度か送られてきたという人が個人タクシーの運転手さんだったということもありました。確かに障害を持っていたのですが、普段は元気に一生懸命働いておられる。自治会の70代から80代の高齢者たちがその人を支援にいくというのはおかしな状況です。現場を把握したうえで、支援内容もそれに合わせていくことが必要です。里山保全も地域の団体が取り組むなら、その税は免除するなど考えられます。

徳田副委員長 : 分野によって、支援内容も変わってくるということですね。

名和田委員長 : 市民と行政の役割部分については、報告書の前提に関わる部分であり、「はじめに」の中である程度書かなければならないと思います。

私の問題提起は福祉分野の活動を想定しながら話したので、福祉分野の活動に当てはまる話が多かったと思うのですが、その他にも市民活動にはいくつか類型があり、特色がある。これはあまりこれまで議論しなかった部分かと思います。今からやるのは大変ですが、コラムなどで報告書に盛り込んでいく形もあるでしょう。

2. 報告書骨子案の確認

・資料2に基づき、事務局から報告書骨子案の説明があつた。

〈質疑・意見交換〉

名和田委員長 : 先ほどの行政と市民活動の役割分担の話は第2章(1)活動主体や活動形態の多様

化への対応、・公的サービスを担う市民活動団体の役割の再確認 のところで記載できそうです。

庄嶋委員 : 分野別の特性などを考える必要があるとの御指摘がありました。最終的には、市民活動に対する全般的なしくみ、ある程度どの分野でも共通するようなまとめ方になる部分もあるかと思えます。

ただし、現状の把握に、リアリティが欠けているように感じます。かわさき市民公益活動助成金の審査員を務めていますが、同一事業には上限3年が支給限度となっています。ある里山保全の団体が3年経った後、事業内容を少しだけ変えて応募してきました。これは新規事業とは見なせないという審査結果だったのですが、この事業はその後、労力はボランティアでまかなっても、経費的な部分がまかなえなくなるおそれがあります。しかし里山の問題は無くなるわけではありません。こうした実例や現状を盛り込んでいかなければなかなかリアリティが出てこないと思います。各委員がそれぞれの見地や、接している現場を踏まえて発言されていますが、基礎調査について見ると、対象の20団体には、例えば、この数多くある里山関係の活動は入っていません。現状をもう少し踏み込んで表現しなければ、指針改訂の必要性を表現することも弱いと感じます。20団体はバランスよく選んだということだったのですが、本当でしょうか？助成金の応募で最近増えている活動テーマから、地域社会の課題や市民活動の課題の把握もできると思えます。

徳田副委員長 : 川崎市が市民活動センターを通じて支援してきた市民活動を総括する。どういう分野に、どれだけの資金を使い、どういう成果があったのか。過去にセンターが行ってきた自主調査もいくつかあるはず。ここで一定のまとめが必要です。大変と思うが、ぜひ入れていただきたいです。

名和田委員長 : 第1章の市民活動の多様化については、この委員会でも調査をし、過去の調査の蓄積もあるので、もう少し書き込めそうです。事務局の負担増になるかもしれないが、ぜひお願いしたい。また、庄嶋委員のご指摘の様に、市民活動のリアルな実状についても補っていく必要があります。

徳田副委員長 : 委員でお手伝いできる部分もあるのではないかと。

庄嶋委員 : 私が以前、千葉県の四街道市で同じような指針をまとめるのに事務局の立場で関わった際に心がけたのは、実際に今そのまちで起こっていることを、実例を踏まえながら表現していくことでした。多くの方が共感できるのはリアルな話です。川崎の取り組みを一番把握しているのは市民活動センターかと思いますが、全体の傾向や、ここ5年間くらいで増えている活動の形態や分野など、もう少し事例を踏まえて、方向性や対策と結びついていくと良いと思います。

徳田副委員長 : 今回はあくまで指針の改定で、今後それに続いて、運用を考えていくような段階があっても良いと思います。

名和田委員長 : 中間支援に関する記述は具体的なものが入りそうです。町内会自治会についても末吉委員がいるので、ある程度目配りができていると思います。もう少し典型的な市民活動に関する記述、具体的例がコラムなどの形でおりませてもらえると良いと思います。

ます。

落合委員 : 今年4月26日から、市保有の王禅寺東の里山0.9haを当金庫（川崎信用金庫）と川崎市が10年かけてきれいにしていこうという事業が始まりました。川崎市の職員の計画案で局予算も当てられています。当金庫でも今後10年間にわたって人も金も出そうという活動です。川崎市さんのリードに当金庫が賛同した形です。ある程度整備が進んだ段階で、地元の方々も巻き込んでいこうという目標もあります。こういう形の事業もあるということは紹介したいと思います。

名和田委員長 : どの委員もこれぞという事例をお持ちだと思いますので、そうした事例を事務局にお伝えいただければ、結構リアルな記述ができるのではないのでしょうか。第1章に入れるか、第2章に入れるかはおまかせする。いかがでしょうか。

徳田副委員長 : 典型的な事例をいくつかピックアップする必要性は高いと思います。

櫻井委員 : 全体としての傾向を見ながらいく必要があると思います。代表例は代表例ですが、個々の事例にとらわれすぎると、これからの市民活動の動きをミスリードしてしまう恐れもあります。

徳田副委員長 : 市民活動センターの助成金の傾向や経緯をまとめた記述がどこかに一節は必要だと思います。

櫻井委員 : 分野ごとの傾向などあれば示して、だからこれからはこっちへくるのではないかということですか。

徳田副委員長 : 個別事例の記述は全体の記述が先にあってからだということですね。

名和田委員長 : 重要な御指摘です。例はあくまでも例です。全体の方向性をミスリードするような形であってはけません。このことに留意しながら、事例で肉付けするという方向性でよろしいでしょうか？その方が手間はかかりますが、書きやすい気もしています。骨子案の内容はこのような形でよろしいでしょうか。

※骨子案を承認

3. 今後の方向性への提言

- ・資料3に基づき、事務局が骨子案の第3章、今後の方向性への提言に盛り込む内容の項目案について説明があった。

〈質疑・意見交換〉

名和田委員長 : (1) でこれまでの支援指針が果たした役割を振り返り、その発展への方向性・視点を示す。その中でも多様な主体な連携、市民間連携について(2)で触れていく。この内容を豊かにしていくためのご意見・ご議論をいただきたいと思います。

徳田副委員長 : 今回の指針改定は協働のあり方を見直すという意味が大きいと思います。その中で既存の指針は、これまでの行政と市民の協働を前提にした支援指針です。これまでの枠を超えた多様な団体が登場し、学校や共同体などの組織も関わってきている。同時に市民活動を軸にした幅広いステークホルダー、利害関係者が周辺にいる。私一つ必要だと思うのは、これらの主体と意見交換をして、今後の方向性を定めていくことです。例えば、その地域でどういう地域課題があり、どの市民活動団体が

対応していくのか、またそういう団体がいなければ、どこがどう対応していくのか。そこを行政がどうサポートしていくのか。そうしたことを協議する場をつくる。更には実践につなげる。区民会議の発展系になるのかもしれませんが。どうした事業が必要か、行政も入って協議し、マネージメントしていくような組織が必要なのではないか。そうでないと（2）は收拾がつかなくなってしまうのではないか。それが私の印象です。

以前、経済労働局で多摩区を舞台にそれに近いプロジェクトがありました。十分な機能は果たせませんでした。市民、団体、行政、企業、大学などが集まり、多摩川の保全はどうしようか、学生にこれをやらせようかなど協議して進めようとしていました。予算の関係や、実行性の確保面などで課題があって、途中で消えてしまいましたが、あのような試みがかなり現代性があるのではないかと感じています。市民と行政の間にコントロール機能が何かないと、結局は現在の事業がどんどん分散していくだけになってしまいます。

名和田委員長：中間支援機能ということになるのでしょうか？

徳田副委員長：そうなるのでしょうか？もう少し幅広く、もう少し上のところから、この委員会のような…

庄嶋委員：各関係者が顔を揃えて、話し合うプラットホームの様なイメージでしょうか？

徳田副委員長：そういった場があれば、話が進むと思います。

名和田委員長：区レベルの市民活動センターというのは川崎市ではなかったのでしょうか。

事務局：区に活動支援拠点はありますが、中間支援的な機能を持った市民活動センターという意味ではありません。ただ、各区にはまちづくり協議会組織があり、区によっては、そこが中間支援組織的な働きを志向して動いています。

徳田副委員長：まちづくり協議会は行政がかかわっているとはいえ、従来型の行政と区民の組織であり、まだ十分力を持っていない面も多いかと思います。いきなりそこにいくのではなく、もうちょっと幅を広げて、企業や教育機関を交えていくような取組が必要だと思います。

事務局：どうしても担当職員の質や能力によってしまう部分が多いという実態がまだあります。A職員とB職員に相談した内容が同じでも、対応が違ってしまいます。企業などにもアンテナをもっている人材がいるとうまく回る。そうでないと、門前払いで、つまらない結果になる。人材の育成も含め、どういうやり方がいいのかというのは議論になっています。

指針の扱い方についても、議論があります。例えば、事業のロードマップを描く段階で、参考になるようなものになればあれば、もっと利用してもらえるのではないかと。既存の指針はいろんな使い方ができるように幅広く表現されている面もあります。役割分担など、もっときちんと具体的に線を引くのが良いのか。これらもポイントだと考えています。

助成金等の審査や査定などの話も関係局や関係者が直接やってしまっただけでは困ることになることがあります。例えば中間支援組織として市民活動センターに相談し、

「こうすれば面白いのでは」など、事業の方向性や進め方の相談がされていれば良いのですが、その辺りが薄くなってきていることもあるように感じています。

徳田副委員長：やはり調整機能がないということではないか。

事務局：指針が作られた10年前と比べると、職員の意識も変わってきています。当初は一生懸命読んでも、具体的な記述がないので、どうしたらいいかと迷走した部分もあったと記憶しています。ただ、その経験が関係者で共有されて、他の課との相談や、制度化につながった部分もあるかと思います。指針に捉われすぎずに、うまく立ち回っているケースもあります。あまりにも幅が広すぎるとというのが今の指針の現状かと思います。

徳田副委員長：例えば今の多摩区の例でみると、里山保全にしても、地道に専門的に活動しているグループの市民が、他の活動の立上げや運営を支援してくれたら、もっとうまくいくということがありえる。活動の幅が広がっていく。行政が過度に負担しなければいけない状況もさけられる。これこそが協働の新しい形ではないかと思います。

事務局：最初の事例はテストケースということで、行政もある程度注力ができます。しかしそれが成功して一段落して、違う地域で同じ様な取組が始まった場合、今度は「公平性」という言葉が出てきてしまい、注力がしにくくなってしまいう実情があります。財布や人の面でも引かざるを得ない。これが良いのか、悪いのか。元の事業への関与も下げていこうという判断になってしまうケースも実態としてあります。

徳田副委員長：ステレオタイプでルールを定めて、そのとおりにしていくというような、そう簡単な話ではないということですね。

事務局：あまり具体的に書き込んでしまうと、それがかえって足かせになってしまう面もあると考えています。

徳田副委員長：現場に近い組織。例えば区民会議よりも、まちづくり協議会で調整させるような機能が出て良いのではないかという気がします。それが現実的な姿に近いのではないか。

名和田委員長：市民間連携の具体的な装置ということになるとは思います。今の時点で具体的な制度設計をするのは難しいと思います。ただイメージを書いてもらうのは良いかと思えます。

徳田副委員長：区民会議のあり方、どう発展させていくか。そこに新しい協働の形が見えてくるのではないか。

落合委員：私が業務で接している川崎市の職員は、みなさんレベルが高く、我々民間も頭がさがるほど、一生懸命取り組んでくださっています。

川崎には「川崎モデル」という全国に知られているしくみがあります。経済労働局が、知的財産、例えば富士通の知財、NECの知財を地元川崎市の中小企業に橋渡しをしている事業です。その結果、10数件の知財を活かした新しい商品ができ、世の中に既にでています。全国的にも有名な事例です。経済労働局は川崎市の産業振興財団という組織と連携をとって、そこが新しい会社の創業支援をしたり、助成金の申請の補助をしています。市民活動についても同じような形ができると思いま

す。局とどこか、例えば社会福祉協議会が橋渡しをするなど、どこから一つの核をもって活性化すれば、市民活動のネットワークがしっかりできてくるのではないかと。その中に企業市民も含めていくと良いモデルケースになるのではないかと思います。

名和田委員長：社会福祉協議会という新しいアクターのご指摘もありました。市民間連携の具体的な姿がまだ十分描き切れていない面があるかと思いますが、拙速に描くことへの懸念も市民・こども局から示されています。ここは早急に制度設計をするのではなく、方向性を示すという書き方になるのだろうかと思います。

新井委員：区のまちづくり協議会に数年前に二期ぐらい参加していました。しかし、そこで当時取り上げていた地域課題が、武蔵小杉の開発、ビル建設問題などで、私たち（わになろう会）が取り組んでいる地域課題と一致しなかったことや、非常に忙しかったことから、参加をやめました。社会福祉協議会も事業の性質上、正会員になっていますが、いろいろなネットワークを持ちながらも、それが地域の課題に向き合っているかという、そうでもない面もあります。団体や活動内容によって受け止め方が違います。これらの場が本当に必要な地域課題について論議する場になってほしいという提言があって良いと思います。

現在は様々な場がある中、私たちの事業との関係や、参加の有効性などから「豊かな地域力を考える連絡会」や「NPO法人連絡会」などに、選んで参加するような形になっています。「NPO法人連絡会」は、市民活動センターの施設で互いに交流をしていますが、立ち上げ当初は市民活動センターの職員が担当として参加され、いろいろ意見や助言をくださいました。その後手を引かれ、今はNPO法人の寄合所帯になっています。ただし、川崎市内には今300を超えるNPO法人があるそうですが、この連絡会に参加しているのはその10分の1くらいです。もっと積極的な連絡会の育て方があるはずです。うまく育てれば、例えば会計士や税理士など、法人運営上必要な専門知識をもっている方の有効活用の方などにもなっていくのではないかと思います。廣岡さんの団体（特定非営利活動法人 ぐらす・かわさき）も連絡会に参加していらっしゃると思います。先進的な取組をしている活動団体からは、業種が違っていろいろなことを学べます。中間的な機関をどうやったら育ていけるか、盛り込んでいけたら良いと思います。

名和田委員長：地域レベルで中間支援的な機能を果たしている団体というのが、すでに結構あるように思います。あまりかっちりとした制度設計をせずに、方向性や考えられる将来像を描く形になるのでしょうか。今のお話しは制度上つくったものよりも、NPOの連絡会の方が新井さんの団体にとって、実があったということかと思います。

廣岡委員：今回は改訂検討委員会ですが、市民活動支援の在り方、これまで果たした役割などの考え方を整理するものであり、改訂の内容を確定するわけではなく、その方向性を示すという認識でよいのでしょうか？

市民活動センターも一定の役割を果たしてきた中、これからどうしていくのか。次のステップが非常に大事だと思います。指針の在り方もロードマップ的な要素や、

現状の傾向も示す要素など、これから決めていくべきものかと思えます。

中間支援機能を目的とした団体があるのではなく、活動の現場を持っている団体のそれぞれの現場で、コーディネーター的な役割をできる人がそれを担っていくというような形になっていくと思えます。中間支援機能を主にやっているのは例えば市民活動センターだと思うのですが、それ以外の団体は各分野で活動しつつ、コーディネーターもしているというのが現実です。では、中間支援機能をどう強化するのか非常に難しいと思えます。例えば行政が場所を設けて、支援していくのか。NPOの連絡会をしても参加する団体が少ないというのはそこに余力がないのかもかもしれません。具体策を考えていく必要があります。

行政と市民活動の線引きの件ですが、市民活動がやった方が経験もあり、どんどん仕事が増えていってしまうにしても、市民活動がやることによる意義・意味もある場合もあると思えます。地域で課題を見出し、解決していくためのプラットフォームをつくっていくことも大切だと思います。次の新しい動きを示すことができればすごく良いと思えます。

名和田委員長：私が読んだドイツのある連邦議会の報告書には「市民活動は独自の生産性を発揮して…」という下りがありました。独自の生産性、つまりプロダクティビティを市民活動は持っていて、そこに良さがある。単に行政と市民活動のどちらがやった方が効率が良いのかという話ではなく、どちらが向いているのかとか、市民活動が持っている独自の生産性、開拓性を重視するような認識があるべきではないか。その認識に基づけば、将来展望も現実に即したものになると思えます。コーディネート機能も持ちながら、公的サービスを行う。そういう小回りが利くところも市民活動の独自の生産性と言えらると思えます。

徳田副委員長：市民活動は地域の課題、自分の課題を自分自身で解決していく。私は川崎ではそういう意識がかなり醸成されているという認識を持っています。市民活動の面でも川崎モデルができつつあるのではないかと。ベンチャービジネス育成のしくみであれば、構図も良く見えていて、全国的先駆けになるようなモデルが確立されているというお話でしたが、まだ市民活動ではそこまでは見えてきていない。それでこの新しい指針をつくる。全国的に見ても、モデル性の高い事業ではないか。この委員会が終わったら、指針の改定にすぐ取り組むのでしょうか？例えば今年度中に行われるのでしょうか。

事務局：早急に改訂すべきなのか、それとも次のステップも踏まえながら、時間をかけて検討した方がより良いものになるのか、まだ判断がついていない面があります。

徳田副委員長：以前の市民活動センターの機能を強化していくステップをみていきますと、まず組織・施設ができ、中間支援機能が4つ必要だという方針が示され、年々の検討の成果を踏まえて、業務の姿が形づくられていく、というように結構長いステップ、期間がかけられていました。最初に全体のフレームワーク、スケジュールがまずある程度必要ですが、ある程度時間をかける必要があります。

庄嶋委員：最初の委員会で、現行の指針のおさらいをした時に、今の指針に書かれている内容

は方向性程度で、指針に基づいて具体的な制度のつくりこみに時間を費やされたというお話がありました。今回この委員会の報告書に盛り込まれるのも、指針の改訂の方向性だと思います。

各委員の御発言や御提案はそれぞれ根拠や理屈があることです。なんらかの成功例を知っていて、それをベースにしていたり、独自に考えられているもので、一つ一つが大切です。ただ、もともとの課題設定を間違ってしまうと、提案も意味がなくなってしまう。前段階で過去を総括し、「これが課題」ということを、データなどに基づいて示さなければならないと思います。今からでも、現状の課題や問題点に対する裏付けをできるだけしていただき、それを踏まえて解決の方向性が示せると良いと思います。

名和田委員長：先ほど話が出ましたが、委員で宿題として事例等を出し合って、少しこのあたりをより確かなものになりたいと思います。それを小委員会の後で詰めていくという対応になるかと思います。

末吉委員：さきほど話に出た社会福祉協議会(社協)はどのように捉えればよいのでしょうか。市民活動団体ではないですし、事業者でもないですよね。地区社協などが、いこいの家の指定管理を請け負っていることもあります。実際に携わっているのは地元の老人会の役員だったりします。私の所属する社協では、平成26年度のいこいの家指定管理者公募申請について協議する中、管理人の責任範囲について、一人で責任を持って開館中、管理をするのは難しいということで(例えば管理人が休憩、食事をしているときに事故等が起きた場合の対応等)、川崎市に要望をした経緯があります。

名和田委員長：川崎市の社協について現状を詳しく知らないのですが、近年は、一般的に社協は中間支援組織であるべきで、自ら事業はあまりするべきではないという方向性があります。その意味でもこの指針の中身に入ってきて然るべき法人だと思います。ただ、社協が施設の管理などを受託している例も実際にはありますし、町会とのつきあいや関係も深いようです。

他自治体で、あまり市民活動が盛んでない地域では、市民活動支援センターの運営は大抵社協が行っているようです。今回の報告書で社協に触れられるほどの議論や材料がまだないかと思いますが、本来は地区社協も含めて重要なアクターであるべきです。

それでは、委員の皆さんからのご意見を参考にしながら、第3章についてまとめていくということよろしいでしょうか。

※資料3の方向性、整理の仕方を承認

4. その他

事務局からの連絡、調整により以下の内容を確認した。

- ・次回小委員会に向けて事務局にて報告書たたき台の作成を進める。

- ・活動事例等の記入書式を作成し、各委員に協力、提出をお願いしたい。
- ・次回委員会の日程を9月29日（月）の午前とした。
- ・小委員会の日程を調整の結果、8月27日（水）の午前とした。

以 上